

第5章 重点アクションプラン

《重点アクションプランの策定趣旨》

平成27年2月20日、川崎市川崎区の高津川河川敷において、市内の中学1年生が亡くなる痛ましい事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えました。

本市では、この事件を受け、事件に係る事実関係の検証や再発防止等の検討を進め、平成27年8月に、この事件が二度と繰り返されないことがないように、再発防止に向けた検討結果を「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書（以下「報告書」という。）」としてまとめました。

本市としては、本報告書に掲げた再発防止に向けて今後の取組の強化を着実に進めるとともに、地域社会が一体となり、次代を担う子ども・若者の健全な育成に向けて、安全・安心な地域づくりを進めることが喫緊の課題となっています。

そのため、本ビジョンでは、アクションプランに、子ども・若者を地域で見守るしくみづくりや困難な状況にある子ども・若者を含めたすべての子ども・若者への切れ目ない支援を進めるための取組を位置づけ、さらに中学生死亡事件の再発防止・未然防止に向けた迅速な対応を図ることを最重要課題として、平成28年・29年の2年間を対象期間とし、「子ども・若者を見守り・支える体制の強化」と「複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実」を特に重点的に取り組むべき事業として「重点アクションプラン」に具体的に位置づけ、子ども・若者が安全・安心で、健やかに成長するまちづくりを推進します。

《重点アクションプランの推進にあたって》

重点アクションプランの推進にあたっては、各施策や事業の継続的な進捗管理や職員等の研修の企画調整を行うなどの実効性のある推進体制を確保するため、庁内における関係局区との相互の連携強化を推進します。

また、各区役所においても、平成28年度から組織を再編し、「子どもから高齢者まで、あらゆる世代の市民が、地域で生き活きと生活できる」よう、新たに保健福祉センターに「地域みまもり支援センター」を設置し、保健・福祉・教育の各専門職種・職員による地域の見守り体制の強化や個別支援と地域づくりを一体的に行う、このセンターのしくみを最大限に活かした取組を推進します。

さらに、子ども・若者の生命が危険な状態に陥る事件・事故の未然防止・再発防止のためには、心の居場所を失った子ども・若者自身が自ら声を上げることが容易ではないため、子ども・若者に携わる職員等の一人ひとりがSOSを受け止める感度を高め、各々の情報を持ち寄り、それを重ね合わせることで、課題を共有し、相互の連携をより一層強化しながら、一人ひとりの置かれた状況に応じた実効的な対策を図ります。

《重点アクションプランの推進の視点と推進項目》

子ども・若者にやさしいまちづくりを推進するため、「安全・安心に関わる施策を推進し、未来を担う子ども・若者の命を守る」を推進の視点として、「子ども・若者を見守り・支える体制を強化する」、「複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援を充実する」の2つを推進項目とし、平成28年度から2か年の重点アクションプランを推進します。

〔推進の視点〕

安全・安心に関わる施策を推進し、未来を担う子ども・若者の命を守る



〔推進項目〕

I 子ども・若者を見守り・支える体制を強化する

- 重点項目1 子ども・若者の居場所の充実
- 重点項目2 地域の見守り体制の強化
- 重点項目3 安全・安心な地域環境の整備
- 重点項目4 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進

II 複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援を充実する

- 重点項目5 専門的支援ネットワークの構築
- 重点項目6 専門的な児童支援の充実・強化

I 子ども・若者を見守り・支える体制を強化する

子ども・若者が成長する発達段階で、多世代の人たちとふれあい、様々な立場の人たちとコミュニケーションを重ねることは、子ども・若者の自立にとって大切な経験であり、子どもを持ち、親となってからも、自らのこれまでの経験を自分の子どもに伝えていくことに繋がります。

そのため、子ども・若者と多世代の地域住民が日常的に交流することで、子ども・若者を見守り・支えることへの意識を地域の中で醸成し、様々な生きづらさを抱える子どもたちの声なき声にしっかりと耳を傾けることができる環境づくりを進めます。

また、多世代の地域住民も気軽に集える子ども・若者の居場所の充実を図るとともに、新たな子ども・若者の課題・ニーズにも対応しうる居場所づくりに向けて検討し、対策を推進します。

さらに、地域人材を活用し、地域に暮らす大人が子ども・若者への支援のまなざしをより積極的に向けていくため、地域の見守り体制の強化を図るとともに、子ども・若者が犯罪に巻き込まれるなど、危険にさらされることのないよう安全・安心な地域環境の整備、困ったときに子どもや保護者がSOSを発せられる地域社会を実現するために児童虐待防止・非行防止等の啓発を推進します。

こうした取組を推進する中で、地域人材・地域団体等をはじめとした地域コミュニティや関係機関等の協力も得ながら、子ども・若者やその家庭からのSOSをしっかりと受け止められるよう、子ども・若者を見守り・支える体制の強化に努めます。

重点項目1 子ども・若者の居場所の充実

重点項目2 地域の見守り体制の強化


重点項目3 安全・安心な地域環境の整備

重点項目4 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進

重点項目1 子ども・若者の居場所の充実

- 本市では概ね中学校区に1か所「こども文化センター」を設置し、子ども・若者の居場所や市民活動の拠点として多世代の活動を支えています。さらに全ての市立小学校で放課後の児童の安全な居場所と地域の人々との関わりを深めるために「わくわくプラザ」事業を実施しています。
- 地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを推進するため、「地域の寺子屋」事業を平成26年度からモデル実施しています。
- 本市では他都市と比較しても子ども・若者の居場所の量は充実しているので、今後は地域の多様な人材や資源を活かすとともに、多世代で交流するしくみを充実し、子ども・若者が放課後や休日等において、地域で安全安心に過ごせる居場所の充実を図ります。
- 生活が困窮した家庭では、本来家族とともに過ごす時間帯において、様々な家庭の事情により、家庭の中で居場所を見いだすことが困難な子ども・若者もいます。現在の子ども・若者を取り巻く社会環境に配慮し、新たな課題やニーズに対応した居場所づくりを検討・推進します。

●地域における子どもたちの居場所の充実

推進項目の概要	平成28年度の実施	平成29年度の実施
<p>①「いこいの家」及び「こども文化センター」で平成27年度から実施している多世代交流連携モデル事業の推進と地域コミュニティの活性化を図ります。</p> <p>【Ⅰ－1】</p>	<p>●多世代交流の促進に向けた、連携モデル事業の拡大及び検証 (全6か所)</p> <p>●地域コミュニティ形成のための拠点整備に向けた検討</p>	<p>●多世代交流の促進に向けた、連携モデル事業の拡大及び検証 (全13か所)</p> <p>●地域コミュニティ形成のための拠点整備に向けた取組の推進</p>
<p>②こども文化センター、わくわくプラザにおいて様々な利用者に対応できるよう職員の更なるスキルアップを図ります。</p> <p>【Ⅰ－1】</p>	<p>●こども文化センター、わくわくプラザ職員への児童心理等に関する実務研修の充実</p>	
<p>③シニア世代をはじめとする地域の幅広い世代の方々と協働して、子どもの学習や体験活動をサポートする「地域の寺子屋事業」を推進し、地域の多様な大人との関わりの中で、子どもの学ぶ意欲の向上と豊かな人間性を育成します。</p> <p>【Ⅰ－1】</p>	<p>●本格実施・地域の実情に応じて柔軟に拡充 (35か所程度)</p>	<p>●本格実施・地域の実情に応じて柔軟に拡充 (56か所程度)</p>
<p>④家庭内で基本的な生活習慣や家庭学習等の機会を得ることが困難な子ども・若者も含めた、新たな課題・ニーズに対応した居場所づくりを検討・推進します。</p> <p>【Ⅲ－3】</p>	<p>●新たな課題・ニーズに対応した居場所づくりの検討</p>	<p>●検討を踏まえた対策の推進</p>



【 】内は子ども・若者ビジョンアクションプランの推進事業

重点項目3 安全・安心な地域環境の整備

- 地域における子ども・若者の安全・安心を守る環境づくりとして、地域で防犯対策を推進し、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。市民一人ひとりが防犯意識を高め、自主的な防犯活動を充実し、犯罪の起きにくい地域環境づくりに取り組みます。
- 地域における重要な防犯対策の一つとして、防犯灯については、E S C O事業の導入を推進するなど、より効果的・効率的な整備に取り組みます。また、防犯カメラについては、プライバシーに十分配慮し、犯罪の抑止等を目的に町内会・自治会等と連携して防犯カメラの設置ニーズ等を把握し、計画的に増設を図ります。さらに、市及び各区の安全・安心まちづくり推進協議会等における取組を推進します。

※ E S C O事業(エスコじぎょう)とは Energy Service Company 事業の略。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。

●防犯灯・防犯カメラの設置による防犯対策の推進

推進項目の概要	平成28年度取組	平成29年度取組
<p>①これまで町内会・自治会等が維持管理してきた防犯灯を市に移管し、一括して防犯灯のLED化を推進するE S C O事業を導入することで、町内会・自治会等の負担軽減を図るとともに、防犯灯の新規設置など防犯対策を推進します。</p> <p>【I-2】</p>	<p>●防犯灯のLED化促進に向けたE S C O事業による防犯灯交換工事の実施</p>	<p>●E S C O事業による防犯灯の維持管理の実施</p>
<p>②防犯カメラの設置補助制度を創設し、防犯対策を推進します。</p> <p>【I-2】</p>	<p>●町内会等、防犯カメラ設置ニーズの高まりに応える補助制度の創設</p>	
<p>③公園内の安全な施設管理に向けたカメラの設置を推進します。</p> <p>【I-2】</p>	<p>●施設管理用カメラの設置・管理基準に基づき試行的にカメラを設置</p>	<p>●平成28年度の検討に基づく事業の推進</p>
<p>④安全・安心まちづくり推進協議会等における情報共有や連携を推進し、防犯に対する意識の向上と体制強化を推進します。</p> <p>【I-2】</p>	<p>●安全・安心まちづくり推進協議会によるパトロールや見守りなどの自主防犯活動等の実施</p>	


【 】内は子ども・若者ビジョンアクションプランの推進事業

重点項目4 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進

- 子ども・若者の生活に日常的に関わる関係機関・施設の職員や地域人材が子ども・若者や保護者が自ら発するSOSの感度を高めることで早期に課題を発見し、顔の見える関係の中で児童相談所等の専門機関と迅速に連携しながら支援を行うことができるよう、関係機関・施設の職員や地域人材に対して、イベント等も活用しながら児童虐待・非行・いじめ防止等に関する意識啓発を促進します。
- ゲーム機やスマートフォン等のコミュニケーションツールが日々進歩し、子ども・若者たちがSNSなどのインターネットを気軽に利用できることから、情報モラル教育を一層推進します。

●各種広報・イベント等を活用した児童虐待や非行防止、いじめ防止等の啓発を推進

推進項目の概要	平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況
①川崎市児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル（189）などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等が迅速かつ適時にできるしくみを構築し、早期発見・未然防止を図ります。 【Ⅲ-1】	●ポスターの掲示やSOSカードの配布などによる周知	→
②SOSへの気づきの推進と機関連携の充実を図ります。 【Ⅲ-1】	●児童虐待対応ハンドブックの要保護児童対策地域協議会の運営の充実などを反映させた改定 ●児童虐待対応ハンドブックを増刷（7,000部）し関係機関へ周知徹底	→
③子ども・若者の余暇活動や各種イベントを通じ、児童虐待・非行・いじめ防止について子どもや保護者等への意識啓発を図るとともに、子ども・若者同士の交流を通じたコミュニケーション能力の向上を図ります。 【Ⅲ-1】	●小学生チームによるフットサル大会など、民間事業者等と協働して、啓発事業を検討、実施	●平成28年度の実施状況を検証し、定期イベントとして推進

推進項目の概要	平成28年度の取組	平成29年度の取組
<p>④情報モラルについて、保護者向けの啓発とともに、市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、全ての子ども・若者たちが情報化社会において安心して暮らしていけるよう、情報活用能力を育成します。</p> <p>【Ⅱ-2】</p>	<p>●児童生徒の情報活用能力の育成に向けた取組の推進</p>	

【 】内は子ども・若者ビジョンアクションプランの推進事業

Ⅱ 複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援を充実する

不登校や非行などに関する子ども・若者の問題は、虐待を受けていた生育歴や安定した家庭環境の不足、思春期の不安定な心と体の問題などを背景としていることが多く、特に、虐待による人格形成上の影響として、低い自己肯定感や高い攻撃性などを持つ傾向があると言われていています。これらは課題を抱える子ども・若者の特性と共通する部分であり、非行対策や健全育成の推進のためにも、児童虐待の予防と早期発見とともに、ソーシャルワークや心理面での専門領域からの支援が必要となります。

困難を有する一人ひとりの子ども・若者やその家庭に対し、多様な専門職が協働し、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じた支援を行います。

また、これまでも児童相談所や各区役所、警察の少年相談・保護センター等がそれぞれに支援の充実を図ってきましたが、児童相談の専門機関である児童相談所と関係機関が連携するしくみを充実します。

専門職による支援の充実と関係機関相互の連携強化のために、区役所組織や要保護児童対策地域協議会等の「専門的支援ネットワークの構築」と児童相談所等の専門機関による支援体制の強化による「専門的な児童支援の充実・強化」の2つを重点項目として掲げ、複雑困難な課題を持つ子ども・若者とその家庭への支援の充実に努め、被害・加害を発生させない取組を推進します。

重点項目5 専門的支援ネットワークの構築

重点項目6 専門的な児童支援の充実・強化




重点項目5 専門的支援ネットワークの構築

- 他職種の専門職が連携して情報共有及び組織的な対応の強化を図るなど、身近な地域の中で支援を必要とする子ども・若者とその家庭を早期に発見し、迅速にニーズに応じた支援を実施するよう、平成28年度から新たに各区役所に設置する「地域みまもり支援センター」における取組を推進します。
- 各区における要保護児童対策地域協議会として実施する実務者会議や個別支援会議の充実を図るために、スーパーバイザーの活用を進めます。
- 重症事例の早期発見等のための共通アセスメントシートを作成するなど、医療機関におけるネットワークによる取組を進めるとともに、こうした取組が法的な仕組みの中で適切に実施できるよう要保護児童対策地域協議会の取組を強化します。

重点項目 6 専門的な児童支援の充実・強化

- 重篤な課題を有する子ども・若者とその家庭に対する高度な専門的支援を行う児童相談所について、支援体制の強化とともに、非行防止、犯罪被害防止に向けて、教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定を適切に運用し、ネグレクト等の児童虐待や様々な要因を背景とした、非行・不登校傾向のある児童に対して、ネットワーク会議等を活用して、関係機関が有するそれぞれの専門性に基づき、課題の未然防止・早期解決・重度化の予防等に取り組みます。
- ICTを活用した情報管理と情報の活用、要保護児童対策地域協議会などのネットワーク会議を活用して、関係機関による実効的な連携のしくみづくり等を進めます。
- 民間施設を活用し、育児に不安を抱える乳幼児期の保護者を中心とした育児支援プログラムやネグレクトを背景とした不登校、非行等の個別支援プログラムなど、施設ごとの専門性に応じた相談・支援を充実します。

●児童相談所の業務執行体制の強化

推進項目の概要	平成28年度の実施	平成29年度の実施
<p>①児童相談所が対応する児童虐待相談・通告件数が大幅に増加している中で、特に川崎区・幸区においては、非行や不登校の通告件数も多いことから相談援助体制を強化します。</p> <p>【Ⅲ-1】【Ⅲ-2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の増員など職員体制の強化 ●区役所地域みまもり支援センターにおける相談部門との連携強化 	<p>●平成28年度の状況を踏まえた取組の推進</p> 
<p>②学齢期の非行等の問題行動等に対し、関係機関と連携して、早期対応や未然防止を図るための相談援助体制を強化します。</p> <p>【Ⅲ-1】【Ⅲ-2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の増員など職員体制の強化 ●職員体制の強化を図り、学校や警察等の関係機関との連携強化を図る。 	<p>●平成28年度の状況を踏まえた取組の推進</p> 
<p>③市内3か所の児童相談所間において、ICTを活用した情報ネットワークを推進し、市内転居や居所不明児童及び一時保護児童等に対する適切な対応を図ります。</p> <p>【Ⅲ-1】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ICTを活用した情報ネットワークの拡充に向けた検討 	

【 】内は子ども・若者ビジョンアクションプランの推進事業



●児童家庭支援センターの機能強化及び増設による個別相談・指導の充実

推進項目の概要	平成28年度の実施	平成29年度の実施
①ネグレクトを背景とした不登校、非行等の相談・支援や育児不安の解消に向けた相談・支援を充実します。【Ⅲ-1】【Ⅲ-2】	●児童家庭支援センターを2か所増設	→
	●乳幼児期の保護者を中心とした育児支援プログラムの実施	→
	●不登校・非行傾向の予防・改善のための実効的な個別支援プログラムの実施	→
	●実効的な相談支援のための職員研修の実施	→

【 】内は子ども・若者ビジョンアクションプランの推進事業

●複雑な背景・課題を有する非行・不登校児童等への支援の充実

推進項目の概要	平成28年度の実施	平成29年度の実施
①児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けて、「教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」の適正な運用を図ります。 【Ⅱ-2】【Ⅲ-2】	●協定の適正な運用による健全育成の取組みの充実	→
②非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けて、児童相談所・教育委員会・警察（各警察署・少年相談・保護センター）・法務少年支援センター等関係機関による実効的なネットワークの強化を図ります。 【Ⅲ-1】【Ⅲ-2】	●連携強化のための連絡会の設置に向けた検討	→

推進項目の概要	平成28年度の取組	平成29年度の取組
<p>③各区役所学校・地域連携担当が長期欠席傾向のある児童生徒の状況について、校務支援システムを活用するなどして各学校と情報を共有し、登校に困難さを抱える児童生徒の状況の把握に努め、関係機関と連携し、課題解決を目指します。</p> <p>【Ⅱ-2】【Ⅲ-2】</p>	<p>●関係機関と連携して学校の取組を支援</p>	
<p>④保健・福祉・教育など、子ども・若者の相談を実施している機関において、子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議等を活用して、相互の連携を図るとともに、相談の充実を図ります。</p> <p>【Ⅲ-1】</p>	<p>●子ども・若者の相談を実施している機関のネットワーク会議の充実</p>	

【 】内は子ども・若者ビジョンアクションプランの推進事業

